

鬼北町電子地域通貨事業実施要綱

令和5年11月15日

告示第190号

(趣旨)

第1条 この告示は、鬼北町（以下「当町」という。）が電子地域通貨を運用するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子地域通貨 当町が発行する別表に定める条件が適用される地域通貨で、利用者が当町が別途定める規約等の条件に従い、利用施設等において電子地域通貨使用取引の決済に使用できるものをいう。
- (2) 利用者 当町から電子地域通貨の発行を受け、当該電子地域通貨を利用し、又は利用しようとする者をいう。
- (3) 利用施設等 当町に申込みをし、審査の上当町が承認した法人又は個人で、利用者と電子地域通貨使用取引を行い、その結果として当町に対して電子地域通貨使用取引による売上金額相当の売掛債権を取得するものをいう。
- (4) 対象商品等 利用施設等が電子地域通貨と引換えに利用者に提供する商品又はサービスをいう。
- (5) 電子地域通貨使用取引 利用者が利用施設等において、電子地域通貨と引換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいう。
- (6) カード 電子地域通貨の発行及び利用のために当町が利用者に交付する二次元コードが記載されたカードをいう。
- (7) システム 電子地域通貨の発行及び管理を行うシステムをいう。

(名称、単位及び価値)

第3条 電子地域通貨の名称、単位及び価値は、次のとおりとする。

- (1) 名称 K I H O C A (キホカ)
- (2) 単位 マネー
- (3) 価値 1 マネー当たり 1 円

(発行者)

第4条 当町は、電子地域通貨の発行及び管理を行う。

(発行額)

第5条 一会計年度における電子地域通貨の発行額は、予算の範囲内とする。ただし、電子地域通貨の利用者が費用を負担して発行するものについては、この限りでない。

(発行回数及び有効期限)

第6条 電子地域通貨の発行は、必要に応じて行うものとする。ただし、利用者が費用を負担して発行するものについては、随時発行できるものとする。

2 電子地域通貨の有効期限は、発行時に定めるものとする。ただし、利用者が費用を負担

して発行するものについては、電子地域通貨を最後に利用した日から起算して2年を経過した日とする。

(利用者の登録)

第7条 利用者の登録を受けようとする者は、鬼北町電子地域通貨利用者登録申込書（様式第1号。以下「利用者登録申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、利用者登録申込書を受理した場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

3 町長は、登録が完了した者にはカードを発行するものとする。

4 利用者は、その登録内容に変更があったときは、利用者登録申込書を町長に提出しなければならない。

(利用施設等の登録)

第8条 利用施設等として登録を受けようとする者は、鬼北町電子地域通貨利用施設等登録申込書（様式第2号。以下「利用施設等登録申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、利用施設等登録申込書を受理した場合は、その内容を審査の上登録の可否を決定し、鬼北町電子地域通貨利用施設等登録通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により当該申込者に通知するものとする。

3 利用施設等として登録を受けた者は、その登録内容に変更があったときは、利用施設等登録申込書を町長に提出しなければならない。

(利用施設等の登録廃止)

第9条 利用施設等として登録を受けた者は、登録を廃止するときは、廃止する日の1か月前までに利用施設等登録申込書を町長に提出しなければならない。

(電子地域通貨の利用)

第10条 電子地域通貨は、利用施設等においてのみ利用することができるものとする。

2 利用施設等は、利用者が電子地域通貨を物品やサービス等（以下「物品等」という。）に引き換えるときは、電子地域通貨を現金と同様に取り扱うものとする。ただし、利用者は、電子地域通貨を現金に交換することはできないものとする。

3 利用施設等は、電子地域通貨と物品等の引換えに際しては、利用者に対し釣銭を支払わないものとする。

(電子地域通貨の発行)

第11条 電子地域通貨の発行は、町長が指定する発行所（以下「発行所」という。）において行うものとする。

2 電子地域通貨の発行を希望する者は、発行所で現金により購入するものとする。

3 電子地域通貨の再発行は、原則として行わないものとする。

(発行所の指定)

第12条 発行所の指定を受けようとする者は、利用施設等登録申込書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、利用施設等登録申込書を受理した場合は、その申込内容を審査し、発行所とし

ての指定の可否を決定し、通知書により当該申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定された発行所は、その申請内容に変更が生じる場合は、利用施設等登録申込書を町長に提出しなければならない。

4 発行所は、発行所の指定を辞退するときは、辞退する日の1か月前までに利用施設等登録申込書を町長に提出しなければならない。

(電子地域通貨使用取引)

第13条 電子地域通貨使用取引については、別に詳細を定めるものとする。

(禁止)

第14条 何人も電子地域通貨を偽造し、不正に使用し、又は転売してはならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

電子地域通貨概要

1	名称	K I H O C A
2	発行開始日	令和5年12月1日
3	発行期間	令和5年12月1日から発行期間の末日は未定
4	有効期間	利用者が最後に利用した日から2年とする。ただし、当町の事業で発行される電子地域通貨の有効期限は、発行する都度、定めるものとする。
5	発行価格	1マネーを1円とする。
6	発行限度額	発行上限額は、10万マネー（10万円相当額）とする。また、1回の発行可能額は、4万5,000マネー（45,000円相当額）とする。
7	決済手数料	決済手数料は、無料とする。
8	利用施設等及び利用可能エリア	利用可能な利用施設等に関する情報は、当町のホームページ等に掲載する。
9	電子地域通貨発行方法	当町にて発行する。
10	決済方法	当町が確認した利用実績に応じて利用施設等の指定口座へ振り込む。
11	利用条件	電子地域通貨使用取引において、電子地域通貨が不足した場合は、利用者は、不足分を現金その他の支払方法で支払うことができる。
12	払戻条件	電子地域通貨の払戻しは、行わない。

様式第1号（第7条関係）

鬼北町電子地域通貨利用者登録申込書

年 月 日

鬼北町長 様

鬼北町電子地域通貨に係る登録を申し込みます。登録に当たっては関係法令を遵守するとともに、システムへの個人情報の登録及び利用に同意します。

登録の区分	新規・変更・廃止
利用者の住所	
利用者の氏名	
利用者の生年月日	年 月 日
利用者の電話番号	

様式第2号（第8条、第9条、第12条関係）

鬼北町電子地域通貨利用施設等登録申込書

年 月 日

鬼北町長 様

鬼北町電子地域通貨の利用施設等に係る登録を申し込みます。また、登録に当たっては関係法令を遵守することを誓約します。

登録の区分	新規・変更・廃止
利用施設等番号	(変更・廃止の場合に記入)
代表者職氏名	
利用施設等名称	
利用施設等住所	〒 ー
利用施設等電話番号	
担当者氏名	
担当者電話番号	
発行所の登録	する・しない
備考	

以下処理欄

様式第3号（第8条、第12条関係）

発 信 番 号
年 月 日

様

鬼北町長

鬼北町電子地域通貨利用施設等登録通知書

申込みのあった鬼北町電子地域通貨利用施設等の登録について、鬼北町電子地域通貨事業実施要綱第8条第2項又は第12条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

記

登録年月日	年 月 日
利用施設等番号	
利用施設等名称	
利用施設等住所	〒 ー
発行所の指定	
代表者職氏名	
備考	